

平成24年5月16日

高速ツアーバス連絡協議会会長
公益社団法人日本バス協会会長
一般社団法人日本旅行業協会会長
社団法人全国旅行業協会会長 } あて

国土交通大臣

高速ツアーバス等の安全対策強化に関する要請書

平成24年4月29日、関越自動車道で、いわゆる高速ツアーバスとして運行していた貸切バスが乗客45名を乗せて走行中、道路左側の防護壁に衝突して大破し、乗客のうち7名が死亡し、38名が重軽傷を負うという誠に痛ましい事故が発生しました。

交通機関において安全の確保は全てに優先されるべきであり、関係者全員が安全対策に全力を傾注しなければなりません。

国土交通省としても、同種事故の再発防止と利用者の信頼回復に万全を期すため、今後、関係省庁とも連携して各種の安全対策をできる限り迅速に実施して参りますが、貴会におかれても、以下のような取組を着実に実施されるようお願いいたします。

記

- 1 運転時間の基準及び交替運転者の配置指針の見直しを実施されるまでの間の当面の措置として、夜間の長距離運行において交替運転者を配置する等自主的な安全対策を確実に実施すること。
- 2 高速ツアーバスを、バス事業のあり方検討会の報告を踏まえた方針に則って、「新たな高速乗合バス」にできるだけ早期（新制度の施行後1年以内を目標）に移行すること。
- 3 自動車局と観光庁で貸切バス事業者と旅行業者が文書により取引内容を明確化する仕組みを導入するので、これに協力すること。
- 4 そのほか、貸切バスの安全対策全般の見直しに積極的に協力すること。